

新潟市告示第404号

いこいの家西川荘外3施設の使用料徴収事務の委託について

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第158条第1項の規定に基づき、いこいの家西川荘、いこいの家得雲荘、いこいの家蛍雪荘、中之口老人福祉センターの使用料の徴収を令和6年4月1日から令和7年3月31日までの期間、次のとおり委託したので同施行令第158条第2項の規定により告示する。

令和6年5月8日

新潟市長 中原 八一

徴収事務を行う場所	徴収受託者
新潟市西蒲区川崎308番地4 いこいの家西川荘	新潟市西蒲区巻甲5465番地4 株式会社 関越サービス 代表取締役 小川 和宣
新潟市西蒲区仁箇2730番地1 いこいの家得雲荘	
新潟市西蒲区巻甲121番地1 いこいの家蛍雪荘	
新潟市西蒲区福島323番地 中之口老人福祉センター	新潟市北区松潟1510番地 社会福祉法人 愛宕福祉会 理事長 石崎 昂一